エコマーク商品類型No.101「かばん・スーツケースVersion1.1」認定基準書

A.革製かばん

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

１．認定基準制定の目的

“かばん”は、旅行や通勤・通学などで毎日のように使用される、消費者にとって非常に身近な製品である。本商品類型は、環境に配慮した材料を使用した“かばん”にエコマークを付与し、これを消費者に推奨することにより幅広い層の環境マインドを喚起し、もって国民一人ひとりの環境に配慮した行動につなげていくことを目的とする。

２．適用範囲

外面積（取っ手その他の付属品が取り付けられていない状態における外面（たれで被覆される部分を除く））の**60%以上に「3.用語の定義」にいう革を使用した**かばんであって、「日本標準商品分類」に基づく「袋物（ハンドバッグ、小物入れ（札入れ、がま口、名刺入れ、定期入れなど）、たばこケース、ファッションバッグ」、「旅行用かばん（スーツケースを除く）」、「事務用かばん」、「学生かばん」、「スポーツ・レジャー用かばん」、「楽器用ケース」、「光学機器・ラジオ用ケース」、「職業用かばん」、「その他のかばん」のうち、別表１に示す製品。

３．用語の定義

エコレザー	革に関する一定の材料基準を満足し,環境への影響が少ないと認められた革材料をさす。日本のJSGラベル（実用化に向け検討中）やドイツのSGラベル、エコテックス、EU靴ラベルなどが知られている。
革	生体皮膚断面構造（銀面層、網状層）を損なっておらず、鞣しが行われたもので、表面仕上げ膜厚が0.15mm（150μm）を超えないものをいう。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分。製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分は含まない。
付属品	持ち手、肩掛けベルト、キャスター、内装用品をいう。

４．認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

(1) 製品に使用する革材料は、牛革、豚革、羊革、馬革または山羊革であって、かつ、肉（食料）の副産物であること。

【証明方法】
革材料については、製革業者が発行する原料供給証明書を添付すること。また、製品外面積、革面積、革以外の面積を付属証明書に記載すること。

(2) 製品は、カビ・魚・石油・芳香剤などの異常臭がないこと。「異常臭がない」とは、5段階官能パネル法(ドイツ工業品標準規格DIN10955またはスイス国家規格SNV195651)に従って測定した臭気試験の結果が等級3以下であることとする。

【証明方法】
製品または革材料からの臭気について、第三者機関による試験結果を提出すること。

(3) 製品のホルムアルデヒドの含有は、対象製品ごとに表1の基準値に適合すること。

表1　ホルムアルデヒドの含有基準

物質名	対象製品			試験方法
	乳幼児(36ヶ月未満)	成人(皮膚接触*1)	成人(その他)	
ホルムアルデヒド	16mg/kg以下	75mg/kg以下	300mg/kg以下	厚生省令第34号 ISO/TS 17226 DIN 17226

＊1…直接肌に触れる可能性の高い製品

【証明方法】
製品のホルムアルデヒドの含有について、第三者機関による試験結果を提出すること。

(4) 製品に使用する革材料からの重金属の溶出は、対象製品ごとに表2の基準値に適合すること。

表2　重金属の溶出基準

物質名	対象製品		試験方法
	乳幼児(36ヶ月未満)	成人(36ヶ月以上)	
鉛	0.2mg/kg以下	0.8mg/kg以下	2000/53/EC*2 DIN38406
カドミウム	0.1mg/kg以下	0.1mg/kg以下	2000/53/EC DIN38406

水銀	0.02mg/kg以下	0.02mg/kg以下	2000/53/EC DIN38406
ニッケル	1.0mg/kg以下	4.0mg/kg以下	67/548/EEC*3 ISO105E04 DIN38406
コバルト	1.0mg/kg以下	4.0mg/kg以下	67/548/EEC ISO105E04 DIN38406
六価クロム	検出しないこと	検出しないこと	2000/53/EC DIN54020 DIN53314 IULTCS-IUC18
総クロム	50mg/kg以下	200mg/kg以下	ISO105E04 DIN38406 JIS K 6550

＊2…使用済み自動車(ELV)に関する2000 年9 月18日付欧州議会・理事会指令2000/53/EC

＊3…危険な物質の分類等に関する理事会指令67/548/EEC

【証明方法】
革材料からの重金属の溶出について、第三者機関による試験結果を提出すること。

(5) 製品に使用する革材料からのペンタクロロフェノール(PCP)の溶出は、対象製品ごとに表3の基準値に適合すること。

表3　ペンタクロロフェノール(PCP)の溶出基準

物質名	対象製品		試験方法
	乳幼児(36ヶ月未満)	成人(36ヶ月以上)	
ペンタクロロフェノール(PCP)	0.05mg/kg以下	0.5mg/kg以下	67/548/EEC 76/769/EEC*4 LMBG82-02-8*5 DIN53313 IULTCS-IUC25

＊4…危険な物質および調剤の上市と使用の制限に関する理事会指令76/769/EEC

＊5…ドイツ日用品規制

【証明方法】
革材料からのペンタクロロフェノール(PCP)の溶出について、第三者機関による試験結果を提出すること。

(6) 製品に使用する革材料は、別表2に定める染料を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】
革材料に使用する染料について、製革業者が発行する染色証明書を添付すること。

(7) 製品に使用する革材料の染色堅ろう度は、表4に定める革材料の仕上げ種類および色濃度ごとの基準値に適合すること。

表4　染色堅ろう度の基準

	乾燥試験	湿潤試験	試験方法
顔料仕上げ革	3-4級	2-3級	ISO11640
ナチュラル仕上げ淡色革	3-4級	2-3級	
ナチュラル仕上げ濃色革	2-3級	2級	

【証明方法】
革材料の染色堅ろう度について、第三者機関による試験結果を提出すること。

(8) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。
また、申込日より過去5年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】
最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。
また、過去5年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下のa.およびb.の書類を提出すること。

a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の1)～5)の資料(記録文書の写し等)
   1)工場が立地している地域に関係する環境法規等の一覧
   2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
   3)記録文書の保管について定めたもの
   4)再発防止策(今後の予防策)
   5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

(9) 製品に使用されるプラスチック材料(本項では、繊維としての樹脂を含む)は、ポリマー骨格にハロゲン元素を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

製品に使用されるプラスチック材料について、ポリマー骨格へのハロゲン元素の添加の有無を付属証明書に記載すること。

(10) 製品の包装に使用されるプラスチック材料は、ポリマー骨格にハロゲン元素を処方構成成分として添加していないこと。なお、製品の包装とは、最終消費者に対する1販売単位をさす。

【証明方法】
包装に使用されるプラスチック材料について、ポリマー骨格へのハロゲン元素の添加の有無を付属証明書に記載すること。

(11) 申込者は、エコマーク認定製品の長期使用のための体制を整備していること。体制の整備として、以下の要件を満たすこと。

- 製品は機能回復のための修理（把手、ファスナー、裏地などの補修や交換など）が可能であり、申込製品の生産中止後、最低5年間は、申込製品のユーザの依頼に応じて修理を行うこと。また、その情報提供を行っていること。
- ボタンなど付属品の交換システム（交換サービスは除く）が整っていること。また、その情報提供を行っていること。

【証明方法】
以下の内容をユーザに情報提供する文書（取扱説明書、カタログなど）を提出すること。

- 申込者が発行する、申込製品の生産中止後、最低5年間は、申込製品のユーザの依頼に応じて修理を行うこと
- ボタンなど付属品の交換システム（交換サービスは除く）が整っていること

(12) 革の取扱に関する情報を取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットなどに記載していること。

【証明方法】
上記の情報を記載した該当部分（写しでも可）を提出すること。

(13) 把手、ファスナー、肩掛けベルト部分に金属（鍍金を含む）を使用する製品は、使用する金属の種類および金属アレルギーに関する情報を取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットなどに記載していること。

【証明方法】
上記の情報を記載した該当部分（写しでも可）を提出すること。

記載例；「この製品は、把手部分に金属を使用しています。金属は、体質によっては、かゆみ、かぶれ、発疹等をおこすことがありますので、異常を感じたらご使用をおやめください（把手部分：チタン製）」

4-2. 品質に関する基準と証明方法

(14) 製品の品質については、業界の自主的な規格などに適合していること。品質表示は、家庭用品品質表示法－雑貨工業品品質表示規程に従うこと。

【証明方法】
該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。また、製造段階における品質管理が十分なされていること、違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。また、品質表示の内容が確認できる写真や設計書を提出すること。

５．商品区分、表示など

(1) 商品区分(申込単位)は別表1に示す対象製品毎で、かつ、ブランド名毎とする。製品の大小および色調による区分は行わない。

(2) マーク下段の表示は、下記に示す環境情報表示とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。
環境情報表示は、左揃えの二段表示を矩形枠で囲んだものとし、一段目に「長期使用設計」または「ロングライフデザイン」、二段目に「エコレザーを使用」とする。
以下に例を示す。

（株）××××
（エコマーク使用契約者名）

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○○号（数字のみでも可）

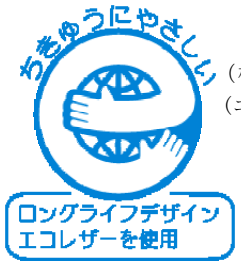

（株）××××
（エコマーク使用契約者名）

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○○号（数字のみでも可）

(3) エコマークの表示は、エコマーク事業実施要領に基づき別に定める「エコマーク使用規程第7条」に従い、使用すること。

(4) 申込商品は、原則として「難燃剤」、「抗菌剤」の使用のないこと。また、「生分解性プラスチック」の表示のないこと。ただし、特別な事由により使用または表示する場合においては、「エコマーク事業実施要領」に基づく「難燃剤」、「抗菌剤」および「生分解性プラスチックの表示」に関する規定を満たすこと。具体的には、エコマーク商品認定・使用申込書に使用の有無を記載の上、使用のある場合には別紙で規定の書類を添付すること。(「エコマークのてびき」より引用:「エコマーク事業実施要領」第3章第7項に相当する除外規定)

2007年8月27日　制定（Version1.0）
2008年8月21日　改定（4-1(8)環境法規遵守基準　Version1.1）
2012年8月31日　有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表１　対象製品リスト

分類	各分類に該当する製品 (日本標準商品分類分類番号)
袋物	
ハンドバッグ ＊1	革製ハンドバッグ　＊19 (79511)
小物入れ ＊2	革製小物入れ　(79521)
たばこケース	タバコケース　(8132)
ファッションバッグ	革製ファッションバッグ　(79515) ＊20
その他の袋物	その他の袋物　(7959)
旅行用かばん	
トランク ＊3	革製トランク　(796121)
ボストンバッグ ＊4	革製ボストンバッグ　(796131)
トレインケース	革製トレインケース　(796141)
ショルダーバッグ ＊5	革製ショルダーバッグ　(796151)
タウンバッグ ＊6	革製タウンバッグ　(796161)
事務用かばん	
ブリーフケース ＊7	革製ブリーフケース　(796211)
書類入れかばん ＊8	革製書類入れかばん　(796221)
システムケース	革製システムケース　(796241)
メンズバッグ	革製メンズバッグ　(796251)
その他の事務用かばん	その他の事務用かばん　(79629)
学生かばん	
手提げかばん ＊9	革製手提げかばん　(796311)
肩掛かばん	その他の肩掛かばん　(796329)
ランドセル	革製ランドセル　(796331)
幼児用かばん	その他の幼児用かばん　(796349)
うわばき入れ	その他のうわばき入れ　(796359)
スポーツ・レジャー用かばん	
キャディバッグ ＊10	革製キャディバッグ　(796411)
ボウリングバッグ・ケース	その他のボウリングバッグ・ケース　(796429)
スキーケース・バッグ ＊11	その他のスキーケース・バッグ　(796439)
ラケットケース・バッグ ＊12	その他のラケットケース・バッグ　(796449)
リュックサック ＊13	その他のリュックサック　(796459)
フィッシングバッグ ＊14	その他のフィッシングバッグ　(796469)
アイスバッグ	その他のアイスバッグ　(796479)
銃ケース ＊15	革製銃ケース　(7964911)
その他のスポーツ・レジャー用かばん	他に分類されないその他のスポーツ・レジャー用かばん　(796499)
楽器用ケース	
管楽器ケース	その他の管楽器ケース　(796519)
弦楽器ケース	その他の弦楽器ケース　(796529)
打楽器ケース	その他の打楽器ケース　(796539)
楽譜入れケース	その他の楽譜入れケース　(796549)

分類	各分類に該当する製品 (日本標準商品分類分類番号)
光学機器・ラジオ用ケース	
ギャジットバッグ ＊16	革製ギャジットバッグ　(796611)
双眼鏡ケース ＊17	革製双眼鏡ケース　(796621)
卓上電子計算機用・テープレコーダ用ケース	革製卓上電子計算機用・テープレコーダ用ケース (796631)
職業用かばん	
工具用ケース ＊18	その他の工具用ケース　(796719)
ドクターバッグ	革製ドクターバッグ　(796721)
図のう	革製図のう　(796731)
車掌用かばん	革製車掌用かばん　(796741)
その他のかばん	
バスケット	その他のバスケット　(796919)
宝石入れケース	その他の宝石入れケース　(796929)
ネクタイケース	その他のネクタイケース　(796939)
キーケース	革製キーケース　(796941)
ハットケース	その他のハットケース　(796959)
他に分類されないかばん	他に分類されないかばん　(79699)

＊1　ショルダーバッグ、クラッチバッグ及びポシェットを含む)
＊2　札入れ、がま口、名刺入れ、定期入れなど
＊3　フットロッカー及びキャビントランクを含む
＊4　ゴルフバッグを含む
＊5　エアバッグを含む
＊6　トートバッグ、カジュアルバッグ、ビーチバッグ、ミニチュアバッグ及びバニティバッグを含む
＊7　ダレスケース、エレガントケース及びミッチケースを含む
＊8　ハンディケース、スピードケース及び引手ポートフォリオを含む
＊9　二本手を含む
＊10　クラブヘッドカバーを含む
＊11　スケートバッグを含む
＊12　バットケース及びボールバッグを含む
＊13　ナップサック、ボンサック及び狩猟用リュックサックを含む
＊14　釣竿ケースを含む
＊15　狩猟用を含む
＊16　カメラケースを含む
＊17　顕微鏡ケース及び望遠鏡ケースを含む
＊18　部品用ケースを含む
＊19　化粧ケースを含む

別表2

使用が禁止される染料リスト（革）

①分解して下記の発癌性芳香族アミンを生成する可能性があるアゾ系染料
（ドイツ食品日用品法第35条に基づく公的試験方法集成で定められた分析方法により下記のアミンの１つ以上が製品1kg当たり30mgを超えて検出されるもの）

92-67-1	4-aminobiphenyl	C1(EU),1(NTP,IARC)
92-87-5	Benzidine	C1(EU),1(NTP,IARC)
95-69-2	4-chloro-o-toluidine	2A(NTP,IARC)
91-59-8	2-naphthylamine	C1(EU),1(NTP,IARC)
97-56-3	o-aminoazotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
99-55-8	2-amino-4-nitrotoluene	3(NTP,IARC)
106-47-8	4-chloroaniline	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
615-05-4	2,4-diaminoanisole	2B(NTP,IARC)
101-77-9	4,4'-diaminodiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
91-94-1	3,3-dichlorbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-90-4	o-dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-93-7	o-tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
838-88-0	4,4'-diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
120-71-8	p-cresidine	2B(NTP,IARC)
101-14-4	4,4'-diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane	C2(EU), 2A(NTP,IARC)
101-80-4	4,4'-diaminodiphenylether	2B(NTP,IARC)
139-65-1	4,4'-diaminodiphenylsulfide	2B(NTP,IARC)
95-53-4	o-toluidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-80-7	2,4-diaminotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
137-17-7	2,4,5-trimethylaniline	
90-04-0	o-anisidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
60-90-3	4amino-azo-benzen	C2(EU)

② 発癌性染料6種

569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150	2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
6459-94-5	C.I. ACID RED 114	CI 23635	2B(NTP,IARC)
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610	C2,R3(EU),2A(NTP,IARC), Oeko-Tex
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235	C2,R3(EU), 2A(NTP,IARC), Oeko-Tex

参考：国際がん研究機関(IARC)
米国国家毒性プログラム(NTP)
EU Directive 76/769/EC
EU Directive 2002/61/EC
染料および有機顔料製造会社生態学毒物学協会(ETAD)
Oeko-Tex Standard 100